

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成27年11月19日（平成27年（行情）諮問第685号）

答申日：平成28年6月30日（平成28年度（行情）答申第165号）

事件名：公証人職務停止及び懲戒関係書類の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「公証人職務停止及び懲戒関係書類（平成21年度）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年8月7日付け法務省民総第538号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、非公開とする処分を取り消し、公開するよう求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

当方としては、公証人の任免については、官報で公告されるとされていることなどから、公開すべき事案であると判断する。

本件事案に係る公証人（特定公証役場の特定個人は、〇〇であった。）が〇〇となったことにより、職務ができない事から最終的に懲戒となり免じられて、〇〇の事実は報道もなされていることに鑑みると、氏名等を公開しないとする処分庁の判断は既に公開されている情報を非公開にするものであるから違法かつ失当であり取り消されるべきである。

そもそも、公証人は、起きた事実や契約等を公証するのが職務であり、国民の権利義務に重要な役割を果たしている存在である。従って、公証人の職務の重要性は、単なる代理人としての立場にとどまる弁護士よりも重大なものであることは明らかである。他方で、公証人より重要性の低い弁護士であっても、戒告以上の懲戒処分がなされた場合において、その懲戒処分の事実は、官報において公告されることに鑑みても、公証人の免職情報は秘匿されるべきものでないことは明らかである。弁護士のみならず、行政書士、税理士、弁理士、土地家屋調査士等の士業において、懲戒処分が公開されているのであって、それらとのバランスが到底取り得ない判断であることは明白であるものと言わなければならない。

次に、検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会委員の生年月日

及び年齢についてであるが、個人に関する情報であるが、本人確認情報に過ぎないものであり、重要なものではないから、明らかにされるべきである。

(2) 意見書

諮問庁は、被処分者に関する情報につき、個人に関する情報に該当すると主張するが、本件情報は、事業を営む個人として評価すべきところ、法人情報に該当するので、法5条1号の個人に関する情報には当たらない。

諮問庁は、懲戒免職処分を受けた公証人の氏名につき、公にする慣行が存在しないと主張するが、弁護士、裁判官その他の同等の職務者につき資格を失わせる懲戒免職相当の処分がなされたことにつき官報掲載事項とされていることからすれば、公証人についての公告が行われていないとの一事をもって非公開とすることは適切であるとはいえない。

この点、医師その他と同等として柔道整復師に対する懲戒処分にかかる情報につき公開とされた事例と同等に考えるべきである。

諮問庁は、免職処分が公にされていないと主張するが、特定日、公証人特定個人が〇〇になっていることが判明したとして、特定新聞社会面にて報道されており、事実反する。

公証人分科会委員の生年月日及び年齢については、個人に関する情報であるが、年齢については、公職についている者であり、通常公開されるべき情報であるから、特に年齢については公開されるべきものと考えらる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分について

処分庁は、異議申立人が行った平成27年6月23日付け行政文書開示請求の対象文書として、「公証人職務停止及び懲戒関係書類（平成21年度）」（本件対象文書）を特定した。

処分庁は、本件対象文書のうち、次の情報については、法5条1号に該当することから、不開示とする処分（原処分）を行った。

(1) 被処分者に関する情報

本件対象文書には、被処分者の氏名、住所、経歴等に関する情報（以下「被処分者に関する情報」という。）が記載されているところ、これらの情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。

(2) 検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会委員（以下「公証人分

科会委員」という。)の生年月日及び年齢

本件対象文書には、公証人分科会委員(非常勤の国家公務員)の生年月日及び年齢が記載されているところ、これらの情報は、個人に関する情報であって、その職務の遂行に係るものではない。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、次の理由から原処分は違法であるから異議申立てとして、原処分の取消しを求めている。

(1) 被処分者に関する情報については、以下の理由から開示すべきである。

- ・ 公証人の任免は官報で公告されていることから、公開すべき事案である。
- ・ 本件事案に係る公証人については、〇〇となり公証業務が行えないことから最終的に懲戒免職となったものであり、〇〇の事実は報道もなされていることからすると、既に公開されている情報を非公開とすることは違法かつ失当である。
- ・ 公証人の職務の重要性に鑑みると、弁護士、行政書士、税理士、弁理士及び土地家屋調査士等の士業は、官報において懲戒処分が公開されていることとの整合性が図られておらず、公証人の免職情報は秘匿されるべきものではない。

(2) 公証人分科会委員の生年月日及び年齢については、個人に関する情報であるものの、本人確認情報に過ぎないものであり、重要なものではないから、明らかにするべきである。

3 不開示情報該当性

(1) 被処分者に関する情報について

ア 法5条1号柱書き該当性

懲戒処分の被処分者に関する情報は、個人としての名誉や人格に重大なかわりを持つ情報であり、公にすることにより個人の権利利益に害するおそれがあることから、法5条1号柱書きの「個人に関する情報」に該当する。

イ 法5条1号ただし書イ該当性

公証人法(明治41年法律第53号)は、公証人の身分を失わせることを一般に「免職」と規定し(同法15条、80条)、懲戒免職といわゆる辞職や定年退職との間に区別を設けていない。

そして、公証人の懲戒処分については、弁護士法(昭和24年法律第205号)64条の6第2項等とは異なり、処分の公告が法令上定められておらず、慣行上も、懲戒免職とその他の場合とを問わず、免職された公証人の氏名及び免職の日のみを官報で公告しているのであり、懲戒免職処分を受けた公証人の氏名等は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情

報とは認められない。

また、異議申立人は、本件が既に報道により公にされていると主張しているが、本件懲戒免職処分が報道された事実はなく、失当である。

ウ 法5条1号ただし書口及びハの該当性

被処分者に関する情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められず、また、公証人は、国家公務員法2条に規定する国家公務員の職には属さない者であることから、法5条1号ただし書口及びハのいずれにも該当しない。

エ 結論

以上のとおり、法5条1号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、被処分者に関する情報を不開示とした原処分は妥当である。

(2) 公証人分科会委員の生年月日及び年齢について

公証人分科会委員は、法務大臣の指名により任用され（検察官・公証人特別任用等審査会令5条3項）、公証人の選考及び免職に関する事項を処理することを所掌事務としている非常勤の国家公務員である。

公証人分科会委員の生年月日及び年齢は、個人に関する情報であって、その職務の遂行に係る情報ではないことから、法5条1号ハに該当せず、同号に基づいて不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年11月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月1日 審議
- ④ 同月17日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 平成28年4月25日 委員の交代に伴う所要の手續の実施並びに本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年6月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「公証人職務停止及び懲戒関係書類（平成21年度）」であり、処分庁は、その一部を法5条1号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、特定の公証人（以下「本件公証人」という。）に係る懲戒処分に関し、その要否等についての検察官・公証人特別任用等審査会に対する諮問から懲戒処分書及び処分理由書の交付報告までの一連の手續に関する文書であると認められる。

諮問庁は、本件対象文書のうち、①被処分者に関する情報並びに②公証人分科会委員の生年月日及び年齢が記載されている部分について、不開示を維持すべきとしていることから、当該部分ごとに検討する。

(1) 被処分者に関する情報について

ア 諮問庁の説明

(ア) 法5条1号柱書き該当性

懲戒処分の被処分者に関する情報は、個人としての名誉や人格に重大な関わりを持つ情報であり、公にすることにより個人の権利利益に害するおそれがあることから、法5条1号柱書きの「個人に関する情報」に該当する。

(イ) 法5条1号ただし書イ該当性

公証人法は、公証人の身分を失わせることを一般に「免職」と規定し、懲戒免職といわゆる辞職や定年退職との間に区別を設けていおらず、公証人の懲戒処分については、弁護士法64条の6第2項等とは異なり、処分の公告が法令上定められておらず、慣行上も、懲戒免職とその他の場合とを問わず、免職された公証人の氏名及び免職の日のみを官報で公告しているのであり、懲戒免職処分を受けた公証人の氏名等は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

また、本件懲戒免職処分が報道された事実はない。

(ウ) 法5条1号ただし書ロ及びハの該当性

被処分者に関する情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められず、また、公証人は、国家公務員法2条に規定する国家公務員の職には属さない者であることから、法5条1号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しない。

イ 検討

(ア) 当該不開示部分は、本件対象文書の不開示部分のうち、6枚目の不開示部分（公証人分科会委員の生年月日及び年齢）を除く部分であると認められる。

(イ) 当該不開示部分を見分したところ、本件対象文書の3枚目の12行目ないし17行目及び23枚目の12行目ないし18行目の各不

開示部分（以下、併せて「A部分」という。）の外、本件公証人の氏名及び住所を始め、所属する法務局に係る情報（法務局名、同法務局の文書記号、法務局長名及び同局長の公印、法務局の聴聞担当者の氏名及び押印並びに法務局の郵便番号、電話番号及び内線番号）、公証人役場名、当該公証人の任命日、特定の日付や場所等に関する情報、関係する簡易裁判所名並びに裁判所書記官の氏名及び同書記官の公印（以下、併せて「B部分」という。）が不開示とされていると認められ、これらの情報は、直接又は他の情報と照合することにより、本件公証人を識別することができることとなるものと認められる。

（ウ）また、A部分には、本件公証人が懲戒免職処分に至る経緯等が詳細かつ具体的に記載されており、そうすると、A部分及びB部分のいずれの情報も、個人に関する情報であって、法5条1号本文前段の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当すると認められる。

（エ）そこで、法5条1号ただし書について検討すると、公証人法上、懲戒処分のお知らせ等についての規定はなく、また、当審査会において、諮問庁から本件公証人の免職についての官報の提示を受け確認したところ、公証人を免ぜられた旨の記載しか認められず、その外、本件公証人が懲戒免職処分を受けた旨の情報が公にされているとすべき特段の事情も認められない。

そうすると、懲戒免職処分を受けた公証人の氏名等は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないとする諮問庁の説明は首肯でき、これを覆すべき特段の事情も存しないことから、法5条1号ただし書イには該当しない。

さらに、法5条1号ただし書ロに該当する事情も認められず、公証人は国家公務員法2条に規定する国家公務員の職には属せず、法5条1号ただし書ハの公務員等には含まれないことから、同号ただし書ハにも該当しない。

（オ）次に、法6条2項について検討すると、B部分は特定の個人を識別することができる記述等の部分であり、また、A部分の記載内容も、懲戒免職処分に至る詳細かつ具体的な情報という当該個人にとって通常他人に知られたくない機微にわたる情報であり、一部でも公にすると、当該個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので、いずれも部分開示することはできない。

（カ）したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示と

したことは妥当である。

(2) 公証人分科会委員の生年月日及び年齢について

ア 諮問庁の説明

公証人分科会委員は、法務大臣の指名により任用され、公証人の選考及び免職に関する事項を処理することを所掌事務としている非常勤の国家公務員である。

公証人分科会委員の生年月日及び年齢は、個人に関する情報であって、その職務の遂行に係る情報ではないことから、法5条1号ハに該当せず、同号に基づいて不開示とした原処分は妥当である。

イ 検討

(ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該不開示部分が存在するのは、本件対象文書の6枚目であり、当該文書は「検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会委員名簿」との標題のある表形式の文書で、1行ごとに、各公証人分科会委員（分科会長を含む。以下同じ。）の「氏名」の外、「職名等」、「生年月日」、「年齢」、「任命日」、「任期（終期）」及び「備考」の各欄が設けられており、そうすると、当該名簿に記載された情報は、その行ごとに全体として、各公証人分科会委員に係る個人に関する情報であって、法5条1号本文前段の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) ところで、原処分においては、当該名簿のうち「生年月日」及び「年齢」の欄が全て不開示とされ、その余の部分は、各委員の氏名を含め、全て開示されていると認められるので、当該不開示部分につき、法5条1号ただし書について検討すると、当該各委員は、私立大学の教授、公証人及び弁護士であり、当該不開示部分については法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると認めるに足りる事情は見当たらないことから、法5条1号ただし書イには該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

また、原処分において、特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

(ウ) したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

(1) 異議申立人は、本件情報は事業を営む個人として評価すべき法人情報に該当すると主張するが、本件公証人に係る情報は、当該公証人の懲戒処分に関する情報であり、懲戒処分は、個人に対する制裁として科され

るものであって、当該個人の名誉や人格に直接関わる行政処分に関する情報といえることから、個人に関する情報として、法5条1号の規定に基づきその開示・不開示が判断されるべきものと解される。

(2) 異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史